

五 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五ペーセントの割合により計算した金額の滞滯金を徴収することができるものとすること。

六 貸付けを受ける者は、港湾管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとすること。

七 貸付けを受ける者は、所定の工事実施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行わなければならないものとすること。

八 貸付けを受ける者は、次に掲げる事項につき、あらかじめ、港湾管理者の承認を受けなければならないものとすること。

九 貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を休止し、又は廃止すること。

一〇 貸付けに係る特定用途港湾施設を譲渡し、交換し、又は担保に供すること。

一一 貸付けを受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その經營する事業の会計を処理するとともに、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算をしなければならないものとすること。

十二 貸付けを受ける者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を貸付けの方法によりする場合においては、港湾管理者が当該施設の貸付けを受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときその利用を受忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならぬものとすること。

一三 貸付けを受ける者は、国又は港湾管理者が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認められたときは、港湾管理者が当該施設の貸付けを受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときその利用を受忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならないものとすること。

（加算金）
第七条　港湾管理者は、法第五十五条の七第三項の加算金を徴収する場合においては、加算金を課すべき貸付金の範囲を指定し、当該指定した貸付金を貸し付けた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付金の金額に年十・七五パーセントの割合で計算した金額の加算金を徴収するものとする。
前項の指定した貸付金（償還期限が到来してないものに限る。）については、港湾管理者は、その償還期限を繰り上げるものとする。

第八条　法第五十五条の七第四項の規定により港湾管理者が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、前条第一項の指定した貸付金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第五十五条の七第一項の国との貸付金の金額の同項の当該港湾管理者の貸付金の金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

港湾管理者は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

（特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準）

第九条　法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該特別特定技術基準対象施設の改良に關し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。

イ　法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。

ロ　当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合においても、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることができること。

二　当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下の防止又は軽減に資する管理運営計画を有する者であること。

三 第一号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する貸付金の金額)

第五条の二 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第九条の三 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国との貸付け及び同項の国との貸付けに係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第六号、第七号イからハまで、第九号及び第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」とする。同項第五号及び同条第六号中「建設又は改良」とあるのは「改良」と、同条第八号中「第二条各号」とあるのは「第九条各号」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、第八条第一項中「第五十五条の八第四項」とあるのは「第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。(国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額)

第十条 法第五十五条の九第一項の政令で定める金額は、当該埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十一条 第五条及び第六条(第六号、第七号イ及び第八号を除く。)の規定は、法第五十五条の九第一項の国との貸付け及び同項の国との貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管

理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第十一号を除く。）は、中「港湾管理者」とあるのは、「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは、「貸付けを受ける港湾運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とあるのは、「ならない」と、同項第五号及び第六条第三号、第七号口及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは、「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは、「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは、「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは、「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは、「第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは、「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは、「第五十五条の九第一項」と読み替えるものとする。

第三章 雜則

(港務局の債務)

第十二条 法第十条第一項の政令で定める債務者は、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年をこえるものとする。

(港湾区域内の工事等の許可)

第十三条 法第三十七条第一項第一号の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

第十四条 法第三十七条第一項第四号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から二十メートル以内の地域においてする構築物（載荷重が港湾管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設（改築により載荷重がその指定する重量を超えることとなる場合を含む。）

又は改築（載荷重を増加させることとなる場合に限る。）

二 港湾管理者が指定する廃棄物の投棄

三 動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積の合計が六平方センチメートルを超えるか、そのストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置にあるもの（工業用水法（昭和三十一年法律第二百四十六号）第二条に規定する工業の用に供する地下水を採取するための井戸であつて同法第三条第一項に規定する指定地域内のもの及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十六号）第二条に規定する建築物用地下水を採取するための揚水設備であつて同法第四条第一項に規定する指定地域内のものを除く。以下「揚水施設」という。）の建設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となる場合を含む。）又は改良（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることとなる場合に限る。）

第十五条 法第三十七条第二項の政令で定める場合、次の各号に掲げる場合とする。

一 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

二 沈没船等の引揚のため水域の占用が必要となる場合

三 港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合

（臨港地区内における行為の届出等）

第十五条の二 法第三十八条の二第一項第二号の政令で定める廃棄物処理施設は、工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設（専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設であつて、港湾管理者が指定する廃棄物処理施設の種類ごとにその指定する数量以上の数量の廃棄物を処理することができるものとする。

第十五条の三 法第三十八条の二第一項第三号の政令で定める面積は、床面積の合計にあつては一千五百平方メートル、敷地面積にあつては五千平方メートルとする。

第十五条の四 法第三十八条の二第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 爆発物その他の国土交通省令で定める危険物のうち港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設

二 揚水施設（揚水機の吐出口の断面積の合計が六平方センチメートルを超えるか、そのストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置にあるもの（工業用水法（昭和三十一年法律第二百四十六号）第二条に規定する工業の用に供する地下水を採取するための井戸であつて同法第三条第一項に規定する指定地域内のもの及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十六号）第二条に規定する建築物用地下水を採取するための揚水設備であつて同法第四条第一項に規定する指定地域内のものを除く。以下「揚水施設」という。）の建設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となるものを含む。）

三 動力を用いて地下水を採取するための井戸であつて同法第三条第一項に規定する指定地域内のもの及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十六号）第二条に規定する建築物用地下水を採取するための揚水設備であつて同法第四条第一項に規定する指定地域内のものを除く。以下「揚水施設」という。）の建設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となるものを含む。）

第十五条の五 法第四十三条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条の五第一項の規定による負担金（以下この項において「港湾環境整備負担金」という。）を負担させる事業者は、次に掲げる者とすること。ただし、国土交通大臣等（当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この項において同じ。）が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不適当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。

イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が一万平方メートル（国土交通大臣等が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して五千平方メートル以上一万平方メートル未満の範囲内でこれと異なる面積を定めたときは、当該面積。ロにおいて同じ。）以上であるものに係る事業者

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改修する工事である場合にあつては、イに掲げる事業者のほか、当該港湾工事の完了した日後十年間に負担区域内において、その敷地の面積の合計が一万平方メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者

二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額にロ（一）若しくは（二）又はハに掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額（国土交通大臣等が公益上その他の事由により必要があると認めてその金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額）とすること。

イ 当該港湾工事に要する費用の額に二分の一の割合（国土交通大臣等が当該港湾工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満である場合に異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改修する工事である場合にあつては、次に掲げる割合

（一）当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として国土交通大臣等が定める面積を加算した面積（（二）において「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

（二）当該港湾工事の完了した日後十年間に前号に規定する事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

ハ 当該港湾工事がロに掲げる工事以外の工事である場合にあつては、当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める区域とする。

一 当該港湾工事が港湾公害防止施設（公害防護緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合に当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、具体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ国土交通大臣等が臨港地区（予定期埋立区域を含む。）を区分して定めた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含むうち、当該港湾工事が実施された場所を含むうち、当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合、港湾区域及び臨港地区（港湾区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定するもの）

二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合、港湾区域及び臨港地区（港湾区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定する一部の水域及び地盤）

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第十五条の六 法第四十三条の二十九第一項（海外からの日本国民の集団的引揚輸送に從事する船舶）

一 渔業練習又は漁業調査に從事する船舶

二 航路標識の管理に從事する船舶

三 水路の測量に從事する船舶

四 学術研究に從事する船舶

（管理委託の手続）

第十七条 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供することをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をすることを含む。以下第十七条の九までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかなければならない。

一 管理を委託する港湾施設の種類、名称、所在地、構造、規模及び価額

二 管理の委託を開始する年月日

三 管理の委託の期間

四 管理の方法

五 管理の委託の条件

六 その他必要な事項

（管理責任の移転の時期）

第十七条の一 港湾施設の管理の委託を受けた港湾管理者（以下「管理受託者」という。）は、前条の規定により定められた同条第二号の管理の委託を開始する年月日以後、当該港湾施設の管理の責に任ずる。

（管理受託者の義務）

2 管理受託者は、受託に係る港湾施設の設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（管理受託者は、受託に係る港湾施設について、水害、火災、盜難、損壊その他当該港湾施設をその用に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十九条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した財団法人を含む。）からの株式会社に対する港湾施設の譲渡（当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る。）に伴い、当該株式会社が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国のかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

法附則第六項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三項から第五項までの規定による国の貸付金（次項及び第六項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

法附則第十二項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

法附則第十五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該港湾施設の建設又は改良の工事に関し、かつ、次の要件に適合する工事実施計画を有する、かつ、当該工事実施計画について港湾管理者の承認を受けている者であること。

イ 法第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画がある場合には、当該港湾計画において定められた港湾施設の建設又は改良の計画で当該港湾施設に係るものに適合すること。

ロ 当該港湾施設の位置、規模及び構造が当該施設の用途に対し適切なものであること。

ハ 当該港湾施設の供用を開始する時期が当該港湾における需要に対し適切なものであること。

二 その収益をもつて当該港湾施設の建設又は改良の工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に関連する事業（以下「密接関連事業」という。）に関する適切な事業計画を有する者であること。

三 第一号の工事実施計画及び前号の事業計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該港湾施設の建設又は改良の工事及び密接関連事業を適確に行う能力を有する者であること。

五 法附則第十五項の政令で定める港湾施設又は改良の工事は、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は港湾施設用地の建設又は改良の工事であつて、当該工事によつて生じた港湾施設が港湾管理者の所有（当該港湾施設が水域施設である場合には、港湾管理者の管理）に属することとなることについて当該港湾管理者が同意しているものとする。

六 法附則第十九項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十五項の「国の貸付金（以下「国との貸付金」という。）の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとすること。

二 国の貸付金の貸付けを受ける者は、担保を提供し、又は当該貸付けを受ける者と連帶して債務を負担する保証人を立てなければならぬこと。

三 国の貸付金の貸付けを受けた者は、附則第八項第一号の工事実施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

三重	愛知	都道府県	四日市	名古屋	四
					<p>一　国は、国の貸付金の貸付けを受けた者が前号の承認を受けないで同号に規定する工事実施計画、事業計画又は資金計画を変更した場合には、国の貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる」と。</p> <p>(特定の国際拠点港湾)</p> <p>二　法附則第二十項の政令で定める国際拠点港湾とは、次の表のとおりとする。</p>

（施行期日）
九号 抄
附 則（昭和三九年三月二三日政令第二十九条）
この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
第十条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。
第十二条 この政令の施行前にした旧令の規定による处分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。
第十三条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。
附 則（昭和三九年三月二六日政令第三五号）抄
1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和四〇年三月三〇日政令第六七号）抄
1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
附 則（昭和四二年五月三〇日政令第六二号）抄
1 この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。
附 則（昭和四四年三月二二日政令第六六号）抄
1 この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。
附 則（昭和四五年五月一日政令第一一六号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四五年九月二二日政令第二六九号）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四六年四月一日政令第一四号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。

- 1 1 この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
2 1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 1 この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

1 1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 1 この政令の施行の際現に広島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

附 則 (平成四年六月三日政令第一九〇号)

1 1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 1 この政令の施行の際現に広島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

<p>附 則 (平成一三年三月三〇日政令第一二四号) 抄</p> <p>この政令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年六月四日政令第一七一号) 抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>三三六号) 抄</p> <p>この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日 (平成十二年四月一日) から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>この政令の施行前に港湾法 (昭和二十五年法律第二百八十八号) 又は旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号) (これらの法律に基づく政令を含む。) の規定によりされた命令等の处分その他の行為 (以下「处分等の行為」という。) で、この政令の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者のした处分等の行為とみなす。</p> <p>附 則 (平成一一年三月三一日政令第一九三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第十一号に規定する閑門航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでの水域を占用することができる。</p> <p>附 則 (平成一一年六月七日政令第三一號) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>二号) 抄</p> <p>この政令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年九月二九日政令第四一號) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>二号) 抄</p> <p>この政令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日 (平成十二年九月三十日) から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の塩釜港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日にこの政令による改正後の仙台塩釜港の港湾管理者が同条第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。</p> <p>附 則 (平成一三年一二月二八日政令第一四三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十四年四月一日) から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一月八日政令第二二七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年三月二六日政令第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に水島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が同条第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。</p> <p>附 則 (平成一五年五月一六日政令第二二六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の港湾法施行令第十七条の四から第十七条の十までの規定は、第一条の規定の施行の日以後に国土交通大臣と港湾管理者との間で締結される委託契約に基づき行われる港湾施設の管理の委託について適用する。</p> <p>附 則 (平成一六年四月一日政令第一四七号) 抄</p> <p>この政令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日 (平成十二年九月三十日) から施行する。</p>

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一五日政令第二
一一三号）

この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成一八年五月一七日政令第一
九七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年八月一八日政令第二
七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年九月二六日政令第三
一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月二一日政令第三十九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二一日政令第三五五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年十二月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでその水域を占用することができる。

附 則（平成二一年一一月九日政令第二
七八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年十二月十六日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第四号に規定する備讃瀬戸航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでその水域を占用することができる。

附 則（平成二二二年六月二三日政令第一

五五号）抄（施行期日）この政令は、港湾法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二三年三月三一日政令第八

（施行期日）第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前に京浜港、大阪港又は神戸港の港湾管理者が港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条による改正前の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が改正法第一条による改正後の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。

附 則（平成二二三年七月一三日政令第二

（施行期日）第一条 この政令は、平成二十三年七月二十日から施行する。

第二条 この政令は、平成二十三年七月二十日から施行する。

附 則（平成二二四年一月一八日政令第一

（施行期日）第一条 この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条による改正法附則第三条第六項の規定によりな

（施行期日）第一条 この政令は、港湾法第五十五条の八の規定の適用については、この政令による改正前の港湾法施行令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二二四年一〇月一七日政令第一

（施行期日）第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 この政令は、平成二十五年一月二九日政令第一

附 則（平成二二五年一二月六日政令第一

（施行期日）第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 この政令は、平成二十五年一二月六日政令第一

附 則（平成二二六年五月三〇日政令第一

（施行期日）第一条 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

第二条 この政令の施行前に貸し付けられた港湾

（施行期日）第一条 この政令は、港湾法の一部改正に伴う経過措置

（施行期日）第一条 この政令は、港湾法第五十五条の七第一項の国への貸付けに係る港

（施行期日）第一条 この政令は、港湾法第五十五条の八第一

附 則（平成二二三年八月三〇日政令第二

（施行期日）この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二二三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二二三年九月十五日）から施行する。

附 則（平成二二五年一二月二七日政令第一

（施行期日）この政令は、平成二十六年一月十五日から施行する。

附 則（平成二二八年三月九日政令第五

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二八年三月三〇日政令第八

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二八年六月二四日政令第一

（施行期日）この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二二八年六月二四日政令第一

（施行期日）この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二二八年六月二四日政令第一

（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二二八年法律第四十五号）の施行の日（平成二二八年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二八年六月二四日政令第一

（施行期日）この政令は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

附 則（平成二二九年九月二七日政令第一

（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二二九年法律第三十一号）附則第一号に掲げる規定の施行の日（平成二二九年七月八日）から施行する。

項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準については、なお従前の例による。

附 則（平成二二七年三月一八日政令第七

（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二六年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二七年三月一八日政令第七

（施行期日）この政令は、平成二二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二二八年三月九日政令第五

（施行期日）この政令は、平成二二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二八年三月九日政令第五

（施行期日）この政令は、平成二二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二八年六月二四日政令第一

（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二二八年法律第四十五号）の施行の日（平成二二八年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二八年六月二四日政令第一

（施行期日）この政令は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

附 則（平成二二九年九月二七日政令第一

（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二二九年法律第三十一号）附則第一号に掲げる規定の施行の日（平成二二九年七月八日）から施行する。

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の号)施行の日(令和二年二月十四日)から施行する。

号) 附則(令和二年一月二九日政令第一五

附 則（令和二年八月五日政令第二三九号）
この政令は、令和二年八月十二日から施行する。

附則（令和四年一二月四日政令第三
八一号）
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の
施行の日（令和四年十二月十六日）から施行す
る。

表第一（第一条關係）	
道府	國際
國	際
港	灣
避	難
港	

石川	富山	新潟	神奈川	神奈川	東京	東京	千葉	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森		北海道	県	
					京浜											港湾	戦略	
富山	伏木	新潟					千葉					仙台湾				苦小牧	室蘭、函館、留萌、稚内、十勝、奥尻、網走、根室	点港湾
七尾、金沢	直江津、両津、小木	横須賀					木更津	鹿島、茨城	小名浜、相馬	酒田	秋田船川、能代	渡、久慈	宮古、釜石、大船	青森、八戸、むつ小	石狩湾、紋別、網走、根室	留萌、稚内、十勝、奥尻、網走、根室	小樽、釧路、松前、函館、留萌、稚内、十勝、奥尻、網走、根室	
輪島	二見						洞輪沢	興津	名洗、	久之浜	鼠ヶ関	戸賀	雄勝	尻屋岬	天壳	宗谷、	えりも、	
														深浦		樺法華、		

別表第二（第一条の一関係）

一 東京湾中央航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び（1）に掲げる地点と（2）（4）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点

(2) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点

(3) 川崎東扇島防波堤東灯台から一二三度七、六八〇メートルの地点

(4) 木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から五度五分五、六三〇メートルの地点

(5) 木更津港防波堤西灯台から二九二度三分五、一〇〇メートルの地点

(6) 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一一秒東経一三九度四五分三秒）から二六四度八、六二〇メートルの地点

(7) 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一〇度三、八二〇メートルの地点

(8) 第二海堡灯台から三五一度七九〇メートルの地点

(9) 第二海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点

(10) 第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点

(11) 観音埼灯台（北緯三五度一五分二二秒東経一三九度四四分四三秒）から九〇度三、七〇〇メートルの地点

(12) 海瀬島灯台（北緯三五度一二分四三秒東経一三九度四四分七秒）から九〇度四、六五〇メートルの地点

(13) 海瀬島灯台から九〇度一、九〇〇メートルの地点

(14) 観音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点

(15) 第二海堡灯台から一七九度四五分二、八九〇メートルの地点

(16) 第二海堡灯台から一八六度三〇分三、一七〇メートルの地点

(17) 第二海堡灯台から一九七度一、六五〇メートルの地点

(18) 第二海堡灯台から一九〇度三〇分二、三二〇メートルの地点

(19) 横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒）から六一度三〇分二、八二〇メートルの地点

(20) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台（北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）から七五度一五分三、六五〇メートルの地点

(21) 横浜本牧防波堤灯台 (北緯三五度二分三六秒 東經一三九度四一分二一秒) から一四度四五分四、一二〇メートルの地点

(22) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、一〇四〇メートルの地点

(23) 横浜大黒防波堤東灯台 (北緯三五度二分三六秒 東經一三九度四二分二五秒) から一七八度一五分四、五〇〇メートルの地点

(24) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七度三〇分四、〇〇四〇メートルの地点

二 中山水道航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 尾張野島灯台 (北緯三四度三九分二七秒 東經一三七度二九秒) から一九七度三〇分一、〇五〇〇メートルの地点

(2) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地点

(3) 尾張野島灯台から二一二度四、五三〇メートルの地点

(4) 尾張野島灯台から二二二度四、三〇〇メートルの地点

三 備讚瀬戸航路

(1) から(35)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(35)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(36)から(40)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(36)に掲げる地点と(40)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1) 男木島灯台 (北緯三四度二六分一秒 東経一三四度三分三九秒) から三五一度三〇分二、二五〇メートルの地点

(2) カナワ岩灯標 (北緯三四度二五分一八秒 東経一三四度七分四九秒) から二四度三〇分二、二五〇メートルの地点

(3) 地蔵崎灯台 (北緯三四度二四分五七秒 東経一三四度一四分七秒) から二一八度三〇分一、一七〇メートルの地点

(4) 地蔵崎灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点

(5) カナワ岩灯標から三二度四五分七二〇メートルの地点

(6) 男木島灯台から三五三度四三〇メートルの地点

- (7) 男木島灯台から二四七度一五分四、五〇メートルの地点
(8) 大根三角点（北緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二秒）から一四一度一五分二、一八〇メートルの地点
(9) 小瀬居島三角点（北緯三四度二三分二一秒東経一三三度五一一分一二秒）から三二一度一五分四三〇メートルの地点
(10) 沙弥島北端（北緯三四度二一分二二秒東経一三三度四九分九秒）から四三度四五分一、一六〇メートルの地点
(11) 波節岩灯標（北緯三四度二〇分四二一秒東経一三三度四二分四七秒）から九七度三〇分五、三九〇メートルの地点
(12) 波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇メートルの地点
(13) 二面島灯台（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）から一〇六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
(14) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点
(15) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点
(16) 二面島灯台から九七度四、三七〇メートルの地点
(17) 波節岩灯標から二〇六度三〇分四、三六〇メートルの地点
(18) 波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇九〇メートルの地点
(19) 牛島灯標（北緯三四度二二一分東経一三三度四六分四七秒）から一二八度一五分一、八八〇メートルの地点
(20) 牛島灯標から九〇度四五分二、〇二〇メートルの地点
(21) 牛島灯標から七四度二、〇〇〇メートルの地点
(22) 牛島灯標から二八二度三〇分一七〇メートルの地点
(23) 牛島灯標から二四四度一五分一、一〇〇メートルの地点
(24) 板持鼻灯台（北緯三四度一九分三二秒東経一三三度三九分四七秒）から五八度二、三〇〇メートルの地点
(25) 二面島灯台から五度四五分七七〇メートルの地点
(26) 二面島灯台から三四八度三〇分一、五〇〇メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び（1）に掲げる地点と（2）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

（1） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台（北緯三四度一三分五秒東經一三三度三分二六秒）から二九度七三〇メートルの地点

（2） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から六二度六二〇メートルの地点

（3） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から七四度三〇分五四〇メートルの地点

（4） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から二〇一度四六〇メートルの地点

（5） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から二三三六度三〇分四一〇メートルの地点

（6） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から一四〇度三分三六〇メートルの地点

（7） 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から四〇度一五

(9) 来島白石灯標（北緯三四度六分二五秒東經一三三度五九分）から五九度一五〇メートルの地点

(10) ウズ鼻灯台から二九九度一、一六〇メートルの地点

(11) 馬島三角点から三二一度一、二〇〇メートルの地点

(12) 馬島三角点から三三一度一、六〇〇メートルの地点

(13) 榎磯灯標から二六度一、一八〇メートルの地点

(14) 榎磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点

(15) 榎磯灯標から三二六度一、八三〇メートルの地点

(16) 馬島三角点から三五四度六六〇メートルの地点

(7) 音戸灯台から一七六度七八七メートルの地点
音戸灯台から一八四度七六一メートルの地点
音戸灯台から一八〇度三〇分五七二メートルの地点
音戸灯台から一七八度五四二メートルの地点
音戸灯台から一七六度三〇分四八二メートルの地点
音戸灯台から一七六度三〇分三九八メートルの地点
音戸灯台から一六五度三〇分一四六メートルの地点
音戸灯台から一五九度二三四メートルの地点

七 奥南航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ

(34) 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点

(35) 男木島灯台から二六五度一五分四、七六〇メートルの地点

(36) 鍋島灯台から一九四度一五分七六〇メートルの地点

(37) 鍋島灯台から一三四度一五分一、二五〇メートルの地点

(38) 鍋島灯台から一七八度一、五八〇メートルの地点

(39) 鍋島灯台から二一八度一五分一、七二〇メートルの地点

(40) 鍋島灯台から二三〇度一、五三〇メートルの地点

(3) ナカセ鼻灯台（北緯三四度七分五秒東経一三二度五九分四六秒）から一〇一度四四〇メートルの地点

(4) ウズ鼻灯台（北緯三四度六分四五秒東経一三二度五九分二八秒）から一〇二度一、一八〇メートルの地点

(5) 竜神島灯台（北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒）から一九七度八八〇メートルの地点

(6) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、〇六〇メートルの地点

(7) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メートルの地点

(1) 音戸灯台(北緯三四度一一分五七秒東経一三三度三三分一秒)から四二度三〇分二七九メートルの地点

(2) 音戸灯台から五八度三〇分三四一メートルの地点

(3) 音戸灯台から一五六度三八九メートルの地点

(4) 音戸灯台から一六三度四一二メートルの地点

(5) 音戸灯台から一七二度五六九メートルの地点

(6) 音戸灯台から一七一度三〇分六二五メートルの地点

(27) 板持鼻灯台から三七度三〇分二、三三〇メートルの地点

(28) 牛島灯標から二七八度一五分一、四二〇メートルの地点

(29) 鍋島灯台(北緯三四度二三分五七秒経一三三度四九分二五秒)から二七八度四五分三、三九〇メートルの地点

(30) 鍋島灯台から二九〇度三〇分一、七四〇メートルの地点

(31) 鍋島灯台から二七四度四五分七四〇メートルの地点

(32) 鍋島灯台から一二九度三〇分一四〇メ

(8) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から一八度三〇分五六〇メートルの地点
五 来島海峡航路
(1) から(15)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(15)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域うち(16)から(22)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(16)に掲げる地点と(2)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域
(1) 桧磯灯標(北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒)から一八度二、七三〇メ

(17) 馬島三角点から三四度四六〇メートルの地点
 (18) 馬島三角点から一六六度八〇〇メートルの地点
 (19) ウズ鼻灯台から一八〇度一四〇メートルの地点
 (20) ウズ鼻灯台から二二七度一一〇メートルの地点
 (21) 馬島三角点から二七〇度五二〇メートルの地点
 (22) 馬島三角点から三三四度五六〇メートルの地点

線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域

(1) 山下灯台(北緯三三度一六分三二秒東経一三二度二八分三四秒)から二九五度一五分四メートルの地点

(2) 山下灯台から六六度四五分一〇〇メートルの地点

(3) 山下灯台から一二六度一三五メートルの地点

(4) 山下灯台から一三九度一一五メートルの地点

(5) 山下灯台から一四三度一五分三五四メートルの地点

(6) 山下灯台から一四四度三〇分四三三メートルの地点

(7) 山下灯台から一四五度四三三メートルの地点

(8) 山下灯台から一五四度一五分四〇三メートルの地点

(9) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(10) 山下灯台から一四八度一五分二八七メートルの地点

(11) 山下灯台から一五四度四五分八六メートルの地点

(12) 山下灯台から一八六度一五分九八メートルの地点

(13) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(14) 山下灯台から一四八度一五分二八七メートルの地点

(15) 山下灯台から一五四度四五分八六メートルの地点

(16) 山下灯台から一八六度一五分九八メートルの地点

(17) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(18) 山下灯台から一四八度一五分二八七メートルの地点

(19) 山下灯台から一五四度四五分八六メートルの地点

(20) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(21) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(22) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(23) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(24) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(25) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(26) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(27) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(28) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(29) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(30) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点

(8) 船越運河南口防波堤灯台から二一度三〇分二七メートルの地点

(9) 船越運河南口防波堤灯台から三二度一四三メートルの地点

(10) 船越運河南口防波堤灯台から八二度三〇分八メートルの地点

(11) 船越運河南口防波堤灯台から二五八度三〇分八六メートルの地点

(12) 船越運河南口防波堤灯台から一七〇度三〇分四九メートルの地点

(13) 船越運河南口防波堤灯台から一七〇度三〇分八六メートルの地点

(14) 船越運河南口防波堤灯台から三〇九度

(15) 船越運河南口防波堤灯台から三一度

(16) 船越運河南口防波堤灯台から三四〇度

(17) 船越運河南口防波堤灯台から三六〇度

(18) 船越運河南口防波堤灯台から三五二度

(19) 船越運河南口防波堤灯台から三一一度

(20) 船越運河南口防波堤灯台から二三四度

(21) 船越運河南口防波堤灯台から三四六度

(22) 船越運河南口防波堤灯台から二五八度

(23) 船越運河南口防波堤灯台から三五二度

(24) 船越運河南口防波堤灯台から三一一度

(25) 船越運河南口防波堤灯台から二三四度

(26) 船越運河南口防波堤灯台から二二二度

(27) 船越運河南口防波堤灯台から二二二度

(28) 船越運河南口防波堤灯台から二二二度

(29) 船越運河南口防波堤灯台から二二二度

(30) 船越運河南口防波堤灯台から二二二度

(7) 細木運河北口灯台から一八五度一三九メートルの地点

(8) 細木運河北口灯台から一八二度三〇分一三メートルの地点

(9) 細木運河北口灯台から二〇五度二〇八メートルの地点

(10) 細木運河北口灯台から二〇一度三〇分七九メートルの地点

(11) 細木運河北口灯台から二五二度五二メートルの地点

(12) 細木運河北口灯台から二五二度五二メートルの地点

(13) 細木運河北口灯台から一四九度三〇分一五〇メートルの地点

(14) 部崎灯台から一二二度三、四八〇メートルの地点

(15) 新門司防波堤灯台から八七度三〇分二三秒東経一三一度三六秒の地点

(16) 六連島三角点(北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分一秒)から四〇度四五分一五、二五〇メートルの地点

(17) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七八九〇メートルの地点

(18) 部崎灯台から一二五度三〇分四、二二二メートルの地点

(19) 部崎灯台から一一九度一、八二〇メートルの地点

(20) 部崎灯台から一二五度四、二二〇メートルの地点

(21) 部崎灯台から一一五度二、五〇〇メートルの地点

(22) 部崎灯台から一二五度二、五〇〇メートルの地点

(23) 部崎灯台から一二五度二、五〇〇メートルの地点

(24) 部崎灯台から一二五度二、五〇〇メートルの地点

(25) 部崎灯台から一〇度三〇分八二〇メートルの地点

(26) 城山三角点(北緯三三度五七分二九秒東経一三〇度五八分七秒)から六三度三、八五〇メートルの地点

(27) 城山三角点から五三度三〇分二、六〇〇メートルの地点

(28) 門司崎灯台

(29) 門司崎灯台

(4) 満珠島灯台(北緯三三度五九分一秒東経一三一度一分三六秒)から一五六度三〇分六〇〇メートルの地点

(5) 满珠島灯台から一四一度一、一〇〇メートルの地点

(6) 满珠島灯台から一五一度一、七八六〇メートルの地点

(7) 满珠島灯台から一四九度三〇分一、七五〇メートルの地点

(8) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(9) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(10) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(11) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(12) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(13) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(14) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(15) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(16) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(17) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(18) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(19) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(20) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(21) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(22) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(23) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(24) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(25) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(26) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(27) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(28) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(29) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

(30) 部崎灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点

- (35) 若松洞海湾口防波堤灯台から三一七度
 三〇分一、八六〇メートルの地点

(36) 六連島三角点から一四七度三、二八〇
 メートルの地点

(37) 六連島三角点から三〇二度一五分二、
 九七〇メートルの地点

(38) 六連島三角点から三一二度一、一三〇
 メートルの地点

(39) 六連島三角点から一四五度三〇分二、
 一九〇メートルの地点

(40) 六連島三角点から一一一度一五分二、
 一〇〇メートルの地点

(41) 六連島三角点から一一〇度三〇分二、
 ○八〇メートルの地点

(42) 六連島三角点から一九九度四五分二、
 一八〇メートルの地点

(43) 六連島三角点から一七七度四五分一、
 八六〇メートルの地点

(44) 六連島三角点から一二六度三〇分一、
 ○八〇メートルの地点

(45) 六連島三角点から六五度三〇分一、
 二〇メートルの地点

(46) 六連島三角点から三五度四五分一、二
 五〇メートルの地点

十一 本渡瀬戸航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に
 掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ
 線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定
 める陸域以外の区域

(1) 高松山三角点(北緯三二度二六分五六秒
 東経一三〇度一二分三八秒)から二九七度五
 分四六秒六一三メートルの地点(以下「イ地点」
 という)から一度四五分五八二メートルの地点

(2) イ地点から三五七度一五分四九九メート
 ルの地点

(3) イ地点から一九四度三〇分一八四メート
 ルの地点

(4) イ地点から一八六度一五分三五七メート
 ルの地点

(5) イ地点から一七五度一五分三六二メート
 ルの地点

(6) 大門三角点(北緯三三度二五分五二秒東
 経一三〇度一二分三〇秒)から六度二三分四〇
 秒七六五メートルの地点(以下「ロ地点」とい
 う)から三三三度一五分七二二メートルの地点

(7) ロ地点から三二五度四五分六二三メート
 ルの地点

(8) 口地点から一四四度三〇分一四〇メートルの地点
(9) 大門三角点から一〇〇度二七分一六秒三九三メートルの地点(以下「ハ地点」という。)から二七〇度二二六メートルの地点
(10) ハ地点から二七〇度二八〇メートルの地点
(11) ハ地点から一一九度四五分一七三メートルの地点
(12) ハ地点から一四八度一五分五六〇メートルの地点
(13) 大門三角点から一三一度一八分三四秒一、三八四メートルの地点(以下「ニ地点」という。)から三三九度三五メートルの地点
(14) ニ地点から一七八度七〇〇メートルの地点
(15) ニ地点から一八二度四五分七〇六メートルの地点
(16) ニ地点から三一五度一五分一七二メートルの地点
(17) ニ地点から三一九度一五分二七五メートルの地点
(18) ハ地点から一五一度四五分五八七メートルの地点
(19) ハ地点から二二八度三〇分二二六メートルの地点
(20) ハ地点から二七〇度一四八メートルの地点
(21) ハ地点から二七〇度一九四メートルの地点
(22) 口地点から一八五度四五分三二二メートルの地点
(23) 口地点から一八度三〇分一三一メートルの地点
(24) 口地点から一八八度一六七メートルの地点
(25) 口地点から三四四度五六五メートルの地点
(26) イ地点から一九〇度三〇分六七〇メートルの地点
(27) イ地点から二〇二度一五分四二二メートルの地点
(28) イ地点から一九八度一五分三七〇メートルの地点
(29) イ地点から一〇一度四五分三二五メートルの地点
(30) イ地点から三四九度四五分五二九メートルの地点

十二 蟒蛾ノ瀬戸航路 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び（1）に掲げる地点と（1）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

（1） 鳥帽子埼（北緯三三度四四分一七秒東経一二九度三九分二六秒）から三一八度四五分九三〇メートルの地点

（2） 鳥帽子埼から二八九度四五分四五〇メートルの地点

（3） 鳥帽子埼から二九四度一五分三三〇メートルの地点

（4） 鳥帽子埼から二五五度三〇分三五〇メートルの地点

（5） 鳥帽子埼から二一九度一五分三六〇メートルの地点

（6） 鳥帽子埼から二九〇度一五分三九〇メートルの地点

（7） 鳥帽子埼から一六六度四一〇メートルの地点

（8） 鳥帽子埼から一八九度一五分三九〇メートルの地点

（9） 鳥帽子埼から一九〇度一五分六二〇メートルの地点

（10） 鳥帽子埼から二二七度三〇分六〇〇メートルの地点

（11） 鳥帽子埼から三〇八度一五分一〇二〇メートルの地点

十三 平戸瀬戸航路 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び（1）に掲げる地点と（1）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域

（1） 広瀬灯台（北緯三三度二分五三秒東経一二九度三四分九秒）から三三七度三〇分二八〇メートルの地点

（2） 広瀬灯台から八三度二一〇メートルの地点

（3） 広瀬灯台から一二三度一五分三四〇メートルの地点

（4） 広瀬灯台から一八〇度四三〇メートルの地点

（5） 広瀬灯台から一八九度一五分六八〇メートルの地点

（6） 広瀬灯台から一八五度一五分一、二二〇メートルの地点

（7） 田平港西防波堤灯台（北緯三三度二一分四八秒東経一二九度三四分二七秒）から三一九度七七〇メートルの地点

(8) 田平港西防波堤灯台から一六〇度四五分
三八〇メートルの地点
(9) 田平港西防波堤灯台から一七七度三〇分
七四〇メートルの地点
(10) 田平港西防波堤灯台から二〇六度三〇分
七三〇メートルの地点
(11) 田平港西防波堤灯台から二〇六度四五分
七〇〇メートルの地点
(12) 田平港西防波堤灯台から二三五度一五分
四六〇メートルの地点
(13) 田平港西防波堤灯台から三〇一度四五分
一、一二〇メートルの地点
(14) 広瀬灯台から二九九度五四〇メートル
の地点

十四 万関瀬戸航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(2)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 万関瀬戸東口灯台 (北緯三四度一七分五八秒東経一二九度二一分二十五秒) から一七二度三〇分一二メートルの地点

(2) 万関瀬戸東口灯台から一四〇度八五メートルの地点

(3) (2)に掲げる地点から二三五度一〇〇メートルの地点

(4) (3)に掲げる地点から二〇四度八九メートルの地点

(5) (4)に掲げる地点から二三三四度三〇分二三メートルの地点

(6) (5)に掲げる地点から二三二一度三〇分二メートルの地点

(7) (6)に掲げる地点から二〇三度三〇分四〇メートルの地点

(8) (7)に掲げる地点から二四一度三〇分四〇メートルの地点

(9) (8)に掲げる地点から二三三度三八メートルの地点

(10) (9)に掲げる地点から二〇〇度三〇分四四メートルの地点

(11) (10)に掲げる地点から二四四度四五分一五一メートルの地点

(12) (11)に掲げる地点から三〇六度一五分二九メートルの地点

(13) 万関瀬戸東口灯台から二二九度四五分八二五メートルの地点

(14) 万闊瀨戸東口灯台から二三七度三〇分
(15) (14) に掲げる地点から一一七度七五メートルの地点
(16) (15) に掲げる地点から五七度四〇メートルの地点
(17) (16) に掲げる地点から八六度四九メートルの地点
(18) (17) に掲げる地点から一〇一度三分五六メートルの地点
(19) (18) に掲げる地点から四八度三〇分三八メートルの地点
(20) (19) に掲げる地点から三九度一五分一一〇メートルの地点
(21) (20) に掲げる地点から三一〇度一四メートルの地点
(22) (21) に掲げる地点から三八度三〇分八九メートルの地点
(23) (22) に掲げる地点から八六度一五分一七メートルの地点
(24) (23) に掲げる地点から四七度九一メートルの地点
(25) (24) に掲げる地点から五九度一六メートルの地点
十五 竹富南航路
(1) から(36)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(36)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(37)から(61)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(37)に掲げる地点と(61)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域
(1) 竹富三角点(北緯二四度一九分五五秒東経一二四度五分一〇秒)から二七〇度四五分四、二六四メートルの地点
(2) 竹富三角点から二六〇度四五分三、〇〇メートルの地点
(3) 竹富三角点から二三八度四五分二、七一メートルの地点
(4) 竹富三角点から二二九度四五分二、九五メートルの地点
(5) 竹富三角点から二三八度三〇分二、九七メートルの地点
(6) 竹富三角点から一一三度三、一四〇メートルの地点
(7) 竹富三角点から一一一度三、一三三メートルの地点

(8) 竹富三角点から一九六度四五分一、八六八メートルの地点
(9) 竹富三角点から一七八度二、五四四メートルの地点
(10) 竹富三角点から一六八度三〇分二、五六〇メートルの地点
(11) 竹富三角点から一〇八度三〇分二、九二六メートルの地点
(12) 竹富三角点から一一〇度三、〇二四メートルの地点
(13) 竹富三角点から一六七度三〇分二、六七四メートルの地点
(14) 竹富三角点から一七七度四五分二、六五七メートルの地点
(15) 竹富三角点から一九五度四五分二、九六九メートルの地点
(16) 竹富三角点から二〇四度一五分三、五六三メートルの地点
(17) 竹富三角点から二〇六度三〇分三、七〇〇メートルの地点
(18) 竹富三角点から二〇八度三〇分四、五六五メートルの地点
(19) 黒島三角点(北緯二四度一四分一秒)から二三度五九分四一秒)から四一度四五分六、七二四メートルの地点
(20) 黒島三角点から二七度四五分五、一四八メートルの地点
(21) 黒島三角点から二五度三〇分四、九六五メートルの地点
(22) 黒島三角点から一八度四五分四、四一七メートルの地点
(23) 黒島三角点から一六度四五分四、二七五メートルの地点
(24) 黒島三角点から一度一五分三、四一六メートルの地点
(25) 黒島三角点から三二〇度四五分三、三一一メートルの地点
(26) ポン山三角点(北緯二四度一四分一秒)東経一二三度五六分四五秒)から二五度一分二、〇八ハメートルの地点
(27) ポン山三角点から三〇七度一五分一、三四二六メートルの地点
(28) 大原三角点(北緯二四度一六分三四秒)東経一二三度五二分三三秒)から一三一度四五分四、一三九メートルの地点
(29) 大原三角点から一三〇度四五分四、〇四三メートルの地点

(30) ポン山三角点から三一一度三〇分三、
二二五メートルの地点
(32) ボン山三角点から三五七度四五分四、
六四五メートルの地点
(33) 小浜三角点(北緯二四度二〇分四九秒、
東経一二三度五八分四二秒)から一五三度四五
分五、七二八メートルの地点
(34) 竹富三角点から二五一度三〇分五、三
一六メートルの地点
(35) 竹富三角点から二五二度五、二三二メ
ートルの地点
(36) 竹富三角点から二六九度三〇分四、三
六〇メートルの地点
(37) 竹富三角点から二六八度一五分四、一
二二メートルの地点
(38) 竹富三角点から二五九度二〇分三、一
二九メートルの地点
(39) 竹富三角点から二五八度二〇分三、〇
七八メートルの地点
(40) 竹富三角点から二三九度一五分二、八
二七メートルの地点
(41) 竹富三角点から二三一九度四五分三、〇
八四メートルの地点
(42) 竹富三角点から二二一度四五分三、二
八七メートルの地点
(43) 竹富三角点から二一〇〇度三、〇二九メ
ートルの地点
(44) 竹富三角点から二〇五度四五分三、三
九七メートルの地点
(45) 竹富三角点から二〇八度一五分三、六
六一メートルの地点
(46) 竹富三角点から二一〇度四、五二五メ
ートルの地点
(47) 黒島三角点から二四一度六、七七九メー
トルの地点
(48) 黒島三角点から二六度四五分五、二三
五メートルの地点
(49) 黒島三角点から二四度三〇分五、〇四
八メートルの地点
(50) 黒島三角点から一六度四五分四、四四
一メートルの地点
(51) 黒島三角点から〇度三〇分三、五五九
メートルの地点
(52) 黒島三角点から三二一度三〇分三、四

結んだ線及び（21）に掲げる地点と（26）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、（27）から（30）までに掲げる地点を順次に結んだ線及び（27）に掲げる地点と（30）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、（31）から（34）までに掲げる地点を順次に結んだ線及び（31）に掲げる地点と（34）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに（35）から（37）までに掲げる地点を順次に結んだ線及び（35）に掲げる地点と（37）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

（1） 東京木材投下泊地防波堤西灯台（北緯三五度三七分三秒東経一三九度四九分四秒）から一二六度三〇分二、一七〇メートルの地点

（2） 東京木材投下泊地防波堤西灯台から一三六度三、三八〇メートルの地点

（3） 東京中央防波堤西灯台（北緯三五度三分三秒東経一三九度四七分二六秒）から一二九度一五分八、六二〇メートルの地点

（4） 川崎東扇島防波堤東灯台から七一度四五分八、三六〇メートルの地点

（5） 千葉港五井防波堤灯台（北緯三五度三三分一二秒東経一四〇度三分五九秒）から二七三度一五分二二、一四〇メートルの地点

（6） 川崎東扇島防波堤東灯台から八二度一五分一二、九四〇メートルの地点

（7） 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点

（8） 川崎東扇島防波堤東灯台から八〇度三〇分六、一九〇メートルの地点

（9） 東京中央防波堤西灯台から一三八度一五〇分五、四六〇メートルの地点

（10） 東京中央防波堤西灯台から一三九度三五分五、一一〇メートルの地点

（12） 東京中央防波堤西灯台から一三一度六、五八〇メートルの地点

（13） 東京木材投下泊地防波堤西灯台から一五四度四五分三、九八〇メートルの地点

（14） 川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二度一五分二、七七〇メートルの地点

（15） 川崎東扇島防波堤東灯台から一一度三〇分四、〇四〇メートルの地点

（16） 川崎東扇島防波堤東灯台から一三八度三、六六〇メートルの地点

二、三六〇メートルの地点
(17) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇度
(18) 川崎東扇島防波堤東灯台から一六一度
一五分三、八七〇メートルの地点
(19) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六度
四五分四、四〇〇メートルの地点
(20) 川崎東扇島防波堤東灯台から一五一度
三〇分二、一二〇メートルの地点
(21) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一度
二、三七〇メートルの地点
(22) 横浜大黒防波堤東灯台から一二五度四、
六九〇メートルの地点
(23) 横浜大黒防波堤東灯台から一七一度
五分四、五〇〇メートルの地点
(24) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、
〇四〇メートルの地点
(25) 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度一
五分三、四七〇メートルの地点
(26) 川崎東扇島防波堤西灯台から一五六度
四五分二、七〇〇メートルの地点
(27) 木更津港富津西防波堤灯台(北緯三五
度二〇分四秒東經一三九度四九分一六秒)から
三一八度一五分六、五三〇メートルの地点
(28) 木更津港富津西防波堤灯台から三一七
度一五分五、八一〇メートルの地点
(29) 第二海堡灯台から一四度四五分六、四
七〇メートルの地点
(30) 第二海堡灯台から一五度三〇分七、三
五〇メートルの地点
(31) 横須賀港東北防波堤東灯台から九九度
一五分二、八一〇メートルの地点
(32) 第二海堡灯台から二七八度三〇分二、
二八〇メートルの地点
(33) 第二海堡灯台から二一〇〇度三〇分一、
〇一〇メートルの地点
(34) 第二海堡灯台から二一九度二、五三〇
メートルの地点
(35) 横浜金沢木材ふどう東防波堤灯台から
七五度一五分三、六五〇メートルの地点
(36) 横須賀港東北防波堤東灯台から五六度
一五分二、九五〇メートルの地点
(37) 横浜金沢木材ふどう東防波堤灯台から
一一〇度四五分二、八四〇メートルの地点
二 伊勢湾に係る緊急確保航路
(1) から(6)までに掲げる地点を順次に結ん
だ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる
地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに

(7) から (43) までに掲げる地点を順次に結ぶ
んだ線及び (7) に掲げる地点と (43) に掲
げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
(1) 三河港姫島東防波堤灯台 (北緯三四度四
二分五六秒 東經一三七度一五分一秒) から
八六度四五分四、四三〇メートルの地点
(2) 三河港姫島東防波堤灯台から二八〇度三、
九〇〇メートルの地点
(3) 立馬崎灯台 (北緯三四度三九分三八秒 東
經一三七度四分一二秒) から三三四度一、四四
〇メートルの地点
(4) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、〇
八〇メートルの地点
(5) 尾張野島灯台から一九七度三〇分一、五
〇〇メートルの地点
(6) 立馬崎灯台から三三二六度一五分二、一四
〇メートルの地点
(7) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台 (北緯
三五度三四秒 東經一三六度四八分六秒) から二
二六度三〇分四、三四〇メートルの地点
(8) 伊勢湾灯標 (北緯三四度五六分一六秒 東
經一三六度四七分三三秒) から三三七度一五分
三、五一〇メートルの地点
(9) 伊勢湾灯標から三三一度五分一、九五
〇メートルの地点
(10) 伊勢湾灯標から三三九度四五分二、四
二〇メートルの地点
(11) 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五〇
メートルの地点
(12) 伊勢湾灯標から二二六度四五分二、二
四〇メートルの地点
(13) 野間埼灯台 (北緯三四度四五分二八秒
東經一三六度五〇分四〇秒) から三〇三度四五
分七、六七〇メートルの地点
(14) 内海港第四号防波堤灯台 (北緯三四度
四四分一六秒 東經一三六度五一分二九秒) から
一八七度四五分七、二七〇メートルの地点
(15) 伊良湖灯台 (北緯三四度三四分四六
秒 東經一三七度五八秒) から二九五度一五分四、
九三〇メートルの地点
(16) 篠島港西防波堤灯台 (北緯三四度四〇
分四二秒 東經一三六度五九分五秒) から二三
〇度四五分三、五七〇メートルの地点
(17) 師崎港南防波堤灯台 (北緯三四度四一
分五二秒 東經一三六度五八分二九秒) から二一
六度四五分六四〇メートルの地点
(18) 大井港口灯標 (北緯三四度四三分二五

(19) 衣浦港東防波堤西灯台(北緯三四度四分九秒七秒東経一三六度五六分三十六秒)から一八六度三〇分一、五八〇メートルの地点

(20) 衣浦港東防波堤西灯台から一六〇度一、六七〇メートルの地点

(21) 大井港口灯標から七五度四五分一、三二〇メートルの地点

(22) 羽島灯標(北緯三四度四分三四秒東経一三六度五八分三三秒)から一一九度三〇分一、三六〇メートルの地点

(23) 尾張野島灯台から二六九度二、九二〇メートルの地点

(24) 尾張野島灯台から二二二度四五分四、四五〇メートルの地点

(25) 尾張野島灯台から二二三度四、三〇〇メートルの地点

(26) 尾張野島灯台から二一五度三〇分五、一五〇メートルの地点

(27) 尾張野島灯台から二一五度四、五三〇メートルの地点

(28) 伊良湖岬灯台から二九三度四、〇九〇メートルの地点

(29) 伊良湖岬灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点

(30) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点

(31) 神島灯台(北緯三四度三一分五五秒東経一三六度五九分一秒)から九一度二、三四〇メートルの地点

(32) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点

(33) 神島港北防波堤灯台(北緯三四度三一分五九秒東経一三六度五八分三四秒)から三四六度四五分三、七九〇メートルの地点

(34) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、二二〇メートルの地点

(35) 松阪港東防波堤灯台(北緯三四度三六分五九秒東経一三六度三三分一秒)から七〇度四五分四、一六〇メートルの地点

(36) 松阪港東防波堤灯台から六〇度四五分四、一五〇メートルの地点

(37) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メートルの地点

(38) 野間埼灯台から二九六度三〇分八、六五〇メートルの地点

(39) 四日市港防波堤灯台(北緯三四度五六分四四秒東經一三六度三九分四七秒)から九六度三〇分四、九八〇メートルの地点
○分三、七七〇メートルの地点

(40) 摺斐川口灯台(北緯三四度五九分五八秒東經一三六度四三分一秒)から一七三度三〇分八、四八〇メートルの地点

(41) 鬼崎港北防波堤灯台(北緯三四度五四分一七秒東經一三六度四九分一四秒)から二二一度三〇分八、四八〇メートルの地点

(42) 伊勢湾灯標から二四六度四五分三、三〇〇メートルの地点

(43) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二二五度三〇分四、九八〇メートルの地点

三 瀬戸内海に係る緊急確保航路

(1) から(84)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(85)から(89)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(85)に掲げる地点と(89)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(90)から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(90)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域(114)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(115)に掲げる地点と(124)までに掲げる地点とを結んだ線及び(133)までに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域(125)から(133)までに掲げる地点とを結んだ線及び(137)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域(138)に掲げる地点と(146)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域(147)から(150)までに掲げる地点とを結んだ線及び(147)に掲げる地点と(150)までに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域(151)から(179)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(151)に掲げる地点と(146)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(147)に掲げる地点と(150)までに掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域(180)から(271)までに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

掲げる地点を順次に結んだ線及び（180）に
掲げる地点と（271）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち（272）から（276）までに掲げる地点を順次に結んだ線及び（272）に掲げる地点と（276）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の
区域

（1） 飾磨西防波堤東灯台（北緯三四度四五分四三秒東経一三四度三八分五八秒）から一七六度四五分三、三六〇メートルの地点

（2） 鞍掛島灯台（北緯三四度四一分一〇秒東経一三四度三八分一四秒）から一四度一五分三、二八〇メートルの地点

（3） 上島灯台（北緯三四度四一分一三秒東経一三四度四二分五一秒）から一七九度一五分二、二五〇メートルの地点

（4） 東播磨港別府西防波堤灯台（北緯三四度四一分五四秒東経一三四度四九分五四秒）から二二八度三〇分三、六六〇メートルの地点

（5） 東播磨港別府西防波堤灯台から二一六度三〇分三、七九〇メートルの地点

（6） 上島灯台から一七七度四五分二、九五〇メートルの地点

（7） 淡路山田港西防波堤灯台（北緯三四度二七分一秒東経一三四度四八分一秒）から二九八度一四、八二〇メートルの地点

（8） 淡路室津港西防波堤灯台（北緯三四度三分三一秒東経一三四度五二分四一秒）から三三四度一五分六、四一〇メートルの地点

（9） 林崎港五号防波堤灯台（北緯三四度三八分三八秒東経一三四度五七分五九秒）から二一度三〇分四、〇二〇メートルの地点

（10） 江埼灯台（北緯三四度三六分二三秒東経一三四度五九分三六秒）から三三八度三〇分二、九〇〇メートルの地点

（11） 江埼灯台から三一度三、一一〇メートルの地点

（12） 平磯灯標（北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五秒）から二一五度一、九五〇メートルの地点

（13） 平磯灯標から一五三度三〇分四、〇〇〇メートルの地点

（14） 神戸第一防波堤西灯台（北緯三四度三九分一秒東経一三五度一一分一五秒）から一八九度六、三八〇メートルの地点

（15） 神戸第一防波堤西灯台から一九一度四、五六〇メートルの地点

(16) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度五分四、八八〇メートルの地点
(17) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度三分六、二五〇メートルの地点
(18) 神戸第七防波堤西灯台(北緯三四度四〇分八秒東経一三五度一五分一秒)から一度一五分七、七五〇メートルの地点
(19) 神戸第七防波堤西灯台から一七一度三分七、二八〇メートルの地点
(20) 神戸第七防波堤西灯台から一六六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
(21) 神戸第七防波堤西灯台から一四九度四五分四、八五〇メートルの地点
(22) 西宮防波堤西灯台(北緯三四度四〇分四〇秒東経一三五度一八分四八秒)から一度四五分七、九二〇メートルの地点
(23) 西宮防波堤西灯台から一八七度四五分七、七四〇メートルの地点
(24) 西宮防波堤西灯台から一九二度三〇分四、七八〇メートルの地点
(25) 西宮防波堤西灯台から一八四度三〇分一秒東経一三五度一一分三五秒)から二二八度一五分二、一四〇メートルの地点
(26) 西宮防波堤西灯台から一八三度七、〇五〇メートルの地点
(27) 西宮防波堤東灯台(北緯三四度四〇分一秒東経一三五度一一分三五秒)から二二八度一五分二、一四〇メートルの地点
(28) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分二、一二〇メートルの地点
(29) 堺泉北大和川南防波堤北灯台(北緯三四度三六分一八秒東経一三五度二三分一七秒)から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点
(30) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点
(31) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点
(32) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点
(33) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、六〇〇メートルの地点
(34) 堺浜寺北防波堤灯台(北緯三四度三三分八、二二〇メートルの地点
(35) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四分八、二二〇メートルの地点
(36) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四四分八、四二〇メートルの地点

(37) 泉北大津南防波堤灯台（北緯三四度三一分四八秒東經一三五度二二分五一秒）から二九〇度一五分七、五四〇メートルの地点
(38) 汐見公園三角点（北緯三四度三〇分四三〇分一、九九〇メートルの地点
(39) 汐見公園三角点から二七八度三〇分二、〇七〇メートルの地点
(40) 泉北大津南防波堤灯台から二七八度四五分八、〇五〇メートルの地点
(41) 堤浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一一、九六〇メートルの地点
(42) 龜ヶ崎三角点（北緯三四度一七分三三秒東經一三五度一分一秒）から三五六度一五分六、七八〇メートルの地点
(43) 友ヶ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東經一三五度二秒）から三二四度一五分二、一二〇メートルの地点
(44) 友ヶ島灯台から二三二〇度一五分一、九六〇メートルの地点
(45) 生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東經一三四度五七分）から一四三度四五分五、二八〇メートルの地点
(46) 田倉崎灯台（北緯三四度一五分五四秒東經一三五度三分四二秒）から一六八度四、五二〇メートルの地点
(47) 和歌山青岸北防波堤灯台（北緯三四度一三分一秒東經一三五度七分四〇秒）から二六四度一五分四、七八〇メートルの地点
(48) 生石鼻灯台から一五一度四五分六、四二〇メートルの地点
(49) 日ノ岬三角点（北緯三三度五三分六秒東經一三五度三分四八秒）から二五七度四五分一〇、二五〇メートルの地点
(50) 伊島灯台（北緯三三度五〇分四一秒東經一三四度四八分五三秒）から七九度四五分一、六九〇メートルの地点
(51) 伊島灯台から一八度一五分一三、六五〇メートルの地点
(52) 伊島灯台から一九三度四五分一〇、七八〇メートルの地点
(53) 伊島灯台から一八五度三〇分一二、七三〇メートルの地点
(54) 伊島灯台から一八六度三〇分一二、九二〇メートルの地点

(55) 伊島灯台から二九四度四五分一、○	(74) 網先山三角点から一一五度四五分二、	(97) 亀ヶ崎三角点から三四六度一五分七、	(118) 宮崎三角点(北緯三四度三〇分一九
一〇メートルの地点	六九〇メートルの地点	四三〇メートルの地点	秒東経一三四度九分二三秒)から二四二度一五
(56) 伊島灯台から一七度一五分一三、八四	(75) 網先山三角点から一一六度三〇分二、	(98) 淡路良港冲灯標(北緯三四度	分五五〇メートルの地点
〇メートルの地点	七七〇メートルの地点	一七分二〇秒東経一三四度五七分四四秒)から	(119) カナワ岩灯標から三三六度一九九
(57) 沼島三角点(北緯三四度九分三五秒東	(76) 網先山三角点から一三三度一五分二、	三八度四五分一、三〇〇メートルの地点	〇メートルの地点
経一三四度四九分一秒)から一二六度一五分九、	六二〇メートルの地点	(99) 生石鼻灯台から九〇度一、九九〇メー	(120) カナワ岩灯標から三一〇度三、三三
三四〇メートルの地点	七七〇メートルの地点	トルの地点	〇メートルの地点
(58) 徳島津田外防波堤東灯台(北緯三四度	(77) 鵜石鼻灯台から八八度三〇分二、二六	(100) 日ノ岬三角点から二六九度一五分一	(121) 宮崎三角点から二五三度四五分一、
二分四七秒東経一三四度三六分三三秒)から九	〇メートルの地点	一、二九〇メートルの地点	〇七〇メートルの地点
一度八人〇メートルの地点	(78) 鵜石鼻灯台から一四八度三〇分四、四	(101) 鳴門飛島灯台から二二〇度四五分一、	(122) 沖鼓三角点から一七五度二、九八〇
(59) 徳島津田外防波堤東灯台から四六度九	(79) 小松島三角点から二六七度五、一三〇	六九〇メートルの地点	メートルの地点
六〇メートルの地点	(80) 讃岐水ノ子礁灯標から一〇三度一二、	(102) 鳴門飛島灯台から七六度三〇分五二	(123) 沖鼓三角点から二三八度三〇分二、
(60) 沼島三角点から二二〇度三〇分九、一	〇三〇メートルの地点	〇メートルの地点	八三〇メートルの地点
一〇メートルの地点	(81) 都志港北防波堤灯台(北緯三四度二五	(103) 孫崎灯台から四〇度八二〇メートル	(124) 米崎灯台から一二九度三〇分二、六
(61) 鳴門飛島灯台(北緯三四度一三分五五	度四五分一五、九九〇メートルの地点	の地点	五〇メートルの地点
秒東経一三四度三八分五五秒)から一五一度三	(82) 上島灯台から二〇四度四五分三、二三	(104) 孫崎灯台から三五三度三〇分二、二	(125) 宇野港口飛州灯台(北緯三四度二八
〇分二、六〇〇メートルの地点	〇メートルの地点	七〇メートルの地点	分二六秒東経一三三度五六分五二秒)から三〇
(62) 鳴門飛島灯台から七四度四五分一五〇	(83) 鞍掛島灯台から三四三度四五分二、七	(105) 大角鼻灯台から一四七度四、四四〇	四度三〇分二八〇メートルの地点
メートルの地点	九〇メートルの地点	メートルの地点	(126) 荒神島三角点(北緯三四度二七分二
(63) 孫崎灯台(北緯三四度一四分二一秒東	(84) 飾磨西防波堤東灯台から二〇〇度三〇	(106) 淡路室津港西防波堤灯台から三三三	五秒東経一三三度五七分三三秒)から三〇七度
経一三四度三八分三六秒)から一四度一五分五	分三、六六〇メートルの地点	七〇メートルの地点	三〇分五一〇メートルの地点
〇〇メートルの地点	(85) 西宮防波堤西灯台から一九〇度九、三	(107) 江崎灯台から二六三度三〇分四、一	(127) 荒神島三角点から一九三度三〇分一、
(64) 孫崎灯台から三一八度一、三七〇メー	九〇メートルの地点	四〇メートルの地点	一〇九〇メートルの地点
トルの地点	(86) 堺浜寺北防波堤灯台から二七五度一二、	(108) 江崎灯台から三二八度三〇分一、二	(128) 大槌三角点から八九度一五分二、二
(65) 大角鼻灯台(北緯三四度二六分東経一	三三〇メートルの地点	〇〇メートルの地点	六〇メートルの地点
三四度二〇分一五秒)から一六六度三〇分四、	(87) 亀ヶ崎三角点から一度九、一二〇メー	(109) 男木島灯台から九二度三、一八〇メー	(129) 大槌三角点から一〇六度四五分九六
四一〇メートルの地点	トルの地点	トルの地点	〇メートルの地点
(66) 地藏崎灯台から二〇九度一五分二、六	(88) 平磯灯標から一五七度一五分五、三六	(110) カナワ岩灯標から二九八度四五分一、	(130) 大槌三角点から一一七度七九〇メー
五〇メートルの地点	〇メートルの地点	九七〇メートルの地点	トルの地点
(67) 地藏崎灯台から二一八度三〇分一、一	(89) 神戸第七防波堤西灯台から一八八度九、	(111) 長崎鼻三角点(北緯三四度二三分五	(131) 大尻鼻灯標(北緯三四度二七分一八
七〇メートルの地点	〇八〇メートルの地点	秒東経一三四度五分三〇秒)から二七五度一五	秒東経一三三度五六分三六秒)から一九五度一、
(68) 大角鼻灯台から一六五度四五分二、九	(90) 江崎灯台から四六度一、六三〇メート	分一、一二〇メートルの地点	五二〇メートルの地点
九〇メートルの地点	トルの地点	(112) 長崎鼻三角点から二六六度一、一九	(132) 大尻鼻灯標から一六五度一、五一〇
(69) 讀岐水ノ子礁灯標(北緯三四度二九分	(91) 平磯灯標から二一五度三、四五〇メー	秒東経一三四度五分三〇秒)から二七五度一五	メートルの地点
四九秒東経一三四度二四分三五秒)から一〇三	トルの地点	分一、一二〇メートルの地点	(133) 宇野港口飛州灯台から一八一度一、
度四五分一、八一〇メートルの地点	(92) 平磯灯標から一七一度四、六四〇メー	五二〇メートルの地点	〇六〇メートルの地点
(70) 小松島三角点(北緯三四度三七分二〇	トルの地点	(113) 女木港鬼ヶ島防波堤灯台(北緯三四	(134) 小瀬居島三角点から六二度一五分三、
秒東経一三四度二五分二七秒)から二六六度五、	(93) 津名港志筑外南防波堤灯台(北緯三四	度二三分一八秒東経一三四度三分一一秒)から	三三〇メートルの地点
四八〇メートルの地点	度九、七五〇メートルの地点	一三三度一五分一、〇〇〇メートルの地点	(135) 小瀬居島三角点から一〇三度二、六
(71) 鵜石鼻灯台(北緯三四度四二分一三秒	(94) 津名港志筑外南防波堤灯台から七八度	五〇メートルの地点	五〇メートルの地点
東経一三四度二〇分三〇秒)から一五一度一	度九、一五四〇メートルの地点	(115) 米崎灯台(北緯三四度三四分三六秒	(136) 小瀬居島三角点から一〇九度一、二
分四、三五〇メートルの地点	度二四〇メートルの地点	東経一三四度二分四八秒)から一一六度二、二	六〇メートルの地点
(72) 鵜石鼻灯台から八八度三〇分二、一五	五分四三〇メートルの地点	六一〇メートルの地点	(137) 小瀬居島三角点から五五度三〇分一、
〇メートルの地点	(95) 津名港志筑外南防波堤灯台から一五一	六五〇メートルの地点	六五〇メートルの地点
(73) 網先山三角点(北緯三四度四四分三〇	度二四〇メートルの地点	(116) 沖鼓三角点(北緯三四度三三分四六	
秒東経一三四度二〇分四四秒)から一三四度一	五分二、五三〇メートルの地点	秒東経一三四度六分三四秒)から二四二度三〇	
五分二、五三〇メートルの地点	(96) 津名港志筑外南防波堤灯台から一〇四	分二、四一〇メートルの地点	
(97) 津名港志筑外南防波堤灯台から一〇四	度九、七四〇メートルの地点	(117) 沖鼓三角点から一六八度一五分二、	
度九、七四〇メートルの地点	(118) 宮崎三角点(北緯三四度三〇分一九	六八〇メートルの地点	

(138) 太濃地嶼三角点 (北緯三四度二六分 五秒東經一三三度四五分一二秒) から一二四 度四五分二、七五〇メートルの地点	(140) 向笠島三角点 (北緯三四度二四分二 二秒東經一三三度四七分一秒) から二八度一、 三六〇メートルの地点
(141) 向笠島三角点から八五度一、二七〇 メートルの地点	(142) 錫島灯台から二八九度三〇分一、七 八〇メートルの地点
(143) 本島港六号防波堤灯台 (北緯三四度 二二分五五秒東經一三三度四七分六秒) から七 〇度四五分一、二九〇メートルの地点	(144) 向笠島三角点から一〇六度六一〇メ ートルの地点
(145) 大濃地嶼三角点から一三九度三、六 四〇メートルの地点	(146) 太濃地嶼三角点から一三七度一、三 二〇メートルの地点
(147) 丸龜港蓬莱町防波堤灯台 (北緯三四 度一八分三九秒東經一三三度四六分五八秒) か ら三三二四度三、二三〇メートルの地点	(148) 丸龜港蓬莱町防波堤灯台から四三度 三〇分四〇メートルの地点
(149) 丸龜港蓬莱町防波堤灯台から三一七 度一〇〇メートルの地点	(150) 丸龜港蓬莱町防波堤灯台から三一七 度三、三一〇メートルの地点
(151) 鴻ノ石三角点 (北緯三四度二一分五 七秒東經一三三度一五分三五秒) から二六三度 二、〇一〇メートルの地点	(152) 鴻ノ石三角点から二二〇度三〇分六 三〇メートルの地点
(153) 加治屋島三角点 (北緯三四度二一分 九秒東經一三三度二五分三五秒) から二八二度 一五分六、七七〇メートルの地点	(154) 宇治島三角点 (北緯三四度一八分五 五秒東經一三三度二七分五八秒) から二一〇度 一五分六、七七〇メートルの地点
(155) 六島灯台 (北緯三四度一八分東經一 三三度三二分二秒) から二三六度四五分一、二 五〇メートルの地点	(156) 二面島灯台から三四八度三〇分一、 五二〇メートルの地点
(157) 二面島灯台から五度四五分七七〇メ ートルの地点	(158) 六島灯台から一二七度三〇分一、二 〇メートルの地点
(159) 二面島灯台から一九五度五七〇メ ートルの地点	(160) 二面島灯台から一八五度四五分一、 三三〇メートルの地点
(161) 讀岐三崎灯台 (北緯三四度一五分四 一秒東經一三三度三三分三〇秒) から三三五度 一〇メートルの地点	(162) 宮ノ越鼻三角点 (北緯三四度一六分二〇 秒東經一三二度二分二八秒) から二八三度四 五分二、八五〇メートルの地点
(163) 高井神島灯台 (北緯三四度一七分一 一秒東經一三三度一六分四秒) から二四九度六、 一〇メートルの地点	(164) 新居浜港垣生埼灯台 (北緯三三度五 九分三八秒東經一三三度一九分一五秒) から三 五八度五、九三〇メートルの地点
(165) 新居浜港垣生埼灯台から五二度三〇 分一、〇八〇メートルの地点	(166) 新居浜港垣生埼灯台から六度一、二 七〇メートルの地点
(167) 新居浜港垣生埼灯台から三四四度三 〇分五、四四〇メートルの地点	(168) 梶島三角点 (北緯三四度七分二一秒 東經一三三度九分三一秒) から三〇度一五分五、 七七〇メートルの地点
(169) 燐灘冲ノ瀬灯標 (北緯三四度六分一 九秒東經一三三度六分二一秒) から五八度三〇 分一、八八〇メートルの地点	(170) 竜神島灯台から一二一度四五分二、 六四〇メートルの地点
(171) 竜神島灯台から一三四度一五分一三、 七四〇メートルの地点	(172) 竜神島灯台から一四〇度四五分一、 四九〇メートルの地点
(173) 竜神島灯台から一五四度一五分二、 四〇メートルの地点	(174) 竜神島灯台から一五六度一四一〇 メートルの地点
(175) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、 七八〇メートルの地点	(176) 橋灘冲ノ瀬灯標から八度一五分三、 一〇メートルの地点
(176) 橋灘冲ノ瀬灯標から八度一五分三、 一〇メートルの地点	(177) 宮ノ越鼻三角点から三一二度四五分 二、七九〇メートルの地点
(177) 宮ノ越鼻三角点から三一二度四五分 二、七九〇メートルの地点	(178) 宇治島三角点から二二七度一五分七、 八九〇メートルの地点
(178) 宇治島三角点から二二七度一五分七、 八九〇メートルの地点	(179) 加治屋島三角点から二七五度一五分 二、八二〇メートルの地点
(179) 加治屋島三角点から二七五度一五分 二、八二〇メートルの地点	(180) 弁天島三角点 (北緯三四度一八分四 七秒東經一三二度二四分七秒) から二八三度四 五分二、八五〇メートルの地点
(180) 弁天島三角点から二七八度四五分九 〇メートルの地点	(181) 弁天島三角点から二七八度四五分九 〇メートルの地点
(181) 弁天島三角点から二七八度四五分九 〇メートルの地点	(182) 地獄山三角点 (北緯三四度一八分一 一秒東經一三三度二五分) から二三七度四五分一、 二二六〇メートルの地点
(182) 地獄山三角点から二三七度四五分一、 二二六〇メートルの地点	(183) 安渡島三角点から二九二度二九分三 度三〇分一、五七〇メートルの地点
(183) 安渡島三角点から二九二度二九分三 度三〇分一、五七〇メートルの地点	(184) 幸之浦三角点 (北緯三四度一七分一 一秒東經一三三度一六分四秒) から三四四度 四五分九九〇メートルの地点
(184) 幸之浦三角点から三四四度四五分九 〇メートルの地点	(185) 屋形石灯標 (北緯三四度一七分五四 秒東經一三二度二八分四五秒) から三五八度四 五分九四〇メートルの地点
(185) 屋形石灯標 (北緯三四度一七分五四 秒東經一三二度二八分四五秒) から三五八度四 五分九四〇メートルの地点	(186) 小用三角点 (北緯三四度一五分五一 秒東經一三二度二九分三一秒) から五八度三〇 分一、八四〇メートルの地点
(186) 小用三角点 (北緯三四度一五分五一 秒東經一三二度二九分三一秒) から五八度三〇 分一、八四〇メートルの地点	(187) 小用港中松田一号防波堤灯台 (北緯 三四度一五分九三〇メートルの地点
(187) 小用港中松田一号防波堤灯台 (北緯 三四度一五分九三〇メートルの地点	(188) 小麗女島灯台 (北緯三四度一四分二 五秒東經一三二度三一分九秒) から二五四度八 〇メートルの地点
(188) 小麗女島灯台 (北緯三四度一四分二 五秒東經一三二度三一分九秒) から二五四度八 〇メートルの地点	(189) 小麗女島灯台から二五七度四五分六 〇メートルの地点
(189) 小麗女島灯台から二五七度四五分六 〇メートルの地点	(190) 小麗女島灯台から二二七度四五分五 四〇メートルの地点
(190) 小麗女島灯台から二二七度四五分五 四〇メートルの地点	(191) 小麗女島灯台から二五四度二五分一、 〇三〇メートルの地点
(191) 小麗女島灯台から二五四度二五分一、 〇三〇メートルの地点	(192) 小用港中松田一号防波堤灯台から一 四〇メートルの地点
(192) 小用港中松田一号防波堤灯台から一 四〇メートルの地点	(193) 小用港中松田一号防波堤灯台から一 三六度四五分七八〇メートルの地点
(193) 小用港中松田一号防波堤灯台から一 三六度四五分七八〇メートルの地点	(194) 屋形石灯標から三五一度四五分六二 〇メートルの地点
(194) 屋形石灯標から三五一度四五分六二 〇メートルの地点	(195) 幸之浦三角点から三四六度一五分七 メートルの地点
(195) 幸之浦三角点から三四六度一五分七 メートルの地点	(196) 安渡島三角点から三四九度一、二九 〇メートルの地点
(196) 安渡島三角点から三四九度一、二九 〇メートルの地点	(197) 安渡島三角点から二二六度六六〇メ ートルの地点
(197) 安渡島三角点から二二六度六六〇メ ートルの地点	(198) 中ノ瀬灯標 (北緯三四度一六分一五 秒東經一三二度二分二八秒) から一六一度六 〇メートルの地点
(198) 中ノ瀬灯標 (北緯三四度一六分一五 秒東經一三二度二分二八秒) から一六一度六 〇メートルの地点	(199) 安芸組礁灯標 (北緯三四度一五分四 一秒東經一三二度二一分三六秒) から二七〇度一、 四二〇メートルの地点

(215) 来島桿取鼻灯台 (北緯三四度七分六秒東経一三二度五三分三秒) から二七九度三〇分二、七八〇メートルの地点	(216) 桧磯灯標から三三六度二、八三〇メートルの地点	(217) 桧磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点	(218) 来島桿取鼻灯台から二五五度一、七四〇メートルの地点	(219) 波妻ノ鼻灯台から二四五度四五分二、一八〇メートルの地点	(220) 野忽那島灯台から一二二度二、五一〇メートルの地点	(221) 鈎島灯台から三五〇度三〇分一、三三〇メートルの地点	(222) 鈎島灯台から二四三度四五分三、〇から三三四度一五分一、〇三〇メートルの地点	(223) 松山港吉田浜地区防波堤灯台 (北緯三三度五〇分五二秒東経一三三度四一分三秒) から二九度八〇メートルの地点	(224) 松山港吉田浜地区防波堤灯台から二九度八〇メートルの地点	(225) 小市島灯台から一六八度一五分四、四六〇メートルの地点	(226) 由利島灯台 (北緯三三度五〇分五四秒東経一三三度三一分五秒) から一四四度三〇分二、五四〇メートルの地点	(227) 佐田岬灯台 (北緯三三度二〇分三五秒東経一三二度五四秒) から二三一度三、三三〇メートルの地点	(228) 佐田岬灯台から二三一度三、三三〇メートルの地点	(229) 佐田岬灯台から二三一度四、七六〇メートルの地点	(230) 国東港古市C防波堤東灯台 (北緯三度三〇分九秒東経一三一度四分六秒) から一〇七度一五分一四、六八〇メートルの地点	(231) 大分港鶴崎東防波堤灯台 (北緯三三度一六分四八秒東経一三一度四〇分四六秒) から五三度四五分一、七五〇メートルの地点	(232) 大分港鶴崎東防波堤灯台から一一度一五分六九〇メートルの地点	(233) 大分港鶴崎東防波堤灯台から三九度三〇分六、二五〇メートルの地点	(234) 別府觀光港沖防波堤北灯台 (北緯三度一八分二九秒東経一三一度三〇分二四秒) から四八度六六〇メートルの地点																							
(235) 別府觀光港沖防波堤北灯台から二〇度四五分一、二二〇メートルの地点	(236) 大分港鶴崎東防波堤灯台から四〇度七二六〇メートルの地点	(237) 国東港古市C防波堤東灯台から一〇度五分一四、一七〇メートルの地点	(238) 姫島東浦港四号金防波堤灯台 (北緯三三度四四分一五秒東経一三一度四一分) から二〇度六八〇メートルの地点	(239) 本山灯標 (北緯三三度五一分五四秒東経一三一度四分五九秒) から一四二度一五分六六八〇メートルの地点	(240) 本山灯標から二三九度四五分五、九〇メートルの地点	(241) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点	(242) 新門司防波堤灯台から八七度三〇分一五、二五〇メートルの地点	(243) 本山灯標から二五度一五分三、五七〇メートルの地点	(244) 本山灯標から二七五度一五分四、二一五、二五〇メートルの地点	(245) 本山灯標から二五度一五分三、五七〇メートルの地点	(246) 本山灯標から二四七度一五分四、六〇メートルの地点	(247) 本山灯標から二七五度一五分五、八九〇メートルの地点	(248) 稲積三角点 (北緯三三度四三分五秒東経一三一度四分五九秒) から三九度四五分五、三七〇メートルの地点	(249) 岩国港北防波堤灯台から八六度四五分五、三七〇メートルの地点	(250) 岩国港北防波堤灯台から二四二度一五分一、八九〇メートルの地点	(251) 岩国港北防波堤灯台から二四二度一五分三、三一〇メートルの地点	(252) 安芸白石灯標から二四二度一五分一、八九〇メートルの地点	(253) 安芸白石灯標から二八七度二、九四〇メートルの地点	(254) 中ノ瀬灯標から一六四度一七〇メートルの地点	(255) 中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点	(256) 中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点	(257) 那沙美三角点 (北緯三四度一六分四一秒東経一三二度二三分四〇秒) から三〇度四分五一、七二〇メートルの地点	(258) 小市島灯台から八度四五分一、二五〇メートルの地点	(259) 大山三角点 (北緯三三度五六分九秒東経一三三度三分三秒) から三二度三〇分一、二五〇メートルの地点	(260) 風切鼻灯台 (北緯三三度五九分四〇秒東経一三二度三四分) から四五度一、四六〇メートルの地点	(261) 横島三角点から一八八度三、四九〇メートルの地点	(262) 柱島港見沖防波堤北灯台 (北緯三四度一分二六秒東経一三二度二五分一八秒) から二九度八〇メートルの地点	(263) 安芸白石灯標から一七七度三、七四〇メートルの地点	(264) 岩国港北防波堤灯台 (北緯三四度一分三八秒東経一三二度一四分五秒) から九九度三、三一〇メートルの地点	(265) 岩国港北防波堤灯台から八六度四五分一、六一〇メートルの地点	(266) 安芸白石灯標から一八六度三〇分一、三七〇メートルの地点	(267) 安芸白石灯標から二四二度一五分一、八九〇メートルの地点	(268) 安芸白石灯標から二八七度二、九四〇メートルの地点	(269) 中ノ瀬灯標から一六四度一七〇メートルの地点	(270) 中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点	(271) 那沙美三角点 (北緯三四度一六分四一秒東経一三二度二三分四〇秒) から三〇度四分五一、七二〇メートルの地点	(272) 由利島灯台から二二八度六、四九〇メートルの地点	(273) 佐田岬灯台から三〇九度三〇分八、一七〇メートルの地点	(274) 稲積三角点から三五度三、六五〇メートルの地点	(275) 八島灯台から一七八度一五分二、九〇メートルの地点	(276) 小水無瀬島灯台 (北緯三三度四六分三九度東経一三二度二三分一秒) から九四度四分一、五六〇メートルの地点	(277) 小水無瀬島灯台から一二三度二、五〇メートルの地点

(276) 小水無瀬島灯台から一二三度二、五〇メートルの地点